ＪＤ2958	141078	ひろしま	21. 8.12
ＪＤ2959	141082	光駿丸	21. 8. 5
ＪＤ2960	141084	石栄丸	21. 8.13
ＪＤ2961	141085	王陽丸	21. 8.28
ＪＤ2970	141102	東鳳丸	21. 8.11
ＪＤ2972	141107	神邦丸	21. 8.27
ＪＤ2996	141111	とかち	21. 8.21

○国土交通省告示第十四十四号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年十月二日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＫＹＲ	130388	第八松榮丸	平成21. 8. 3
ＪＢＲＹ	121951	まつしま	21. 8.18
ＪＥＤＢ	133439	第八勘栄丸	21. 8.31
ＪＨＷＰ	127636	第六十八豊洋丸	21. 8. 3
ＪＩＨＣ	130027	第六十五美登丸	21. 8.18
ＪＪＷＭ	130851	第十八豊洋丸	21. 8. 3
ＪＬＣＵ	130153	第八十八福洋丸	21. 8.27
ＪＭＨＸ	132702	れい丸	21. 8.25
ＪＭＭＧ	130551	第五十八福徳丸	21. 8.11
ＪＮＸＵ	132813	東雄丸	21. 8.31
ＪＰＭＴ	133156	あかつき丸	21. 8.25
ＪＤ2655	128548	第八十八昭徳丸	21. 8. 4
ＪＤ2881	140947	さくら	21. 8.25
ＪＥ2831	130128	第二十八金榮丸	21. 8. 3
ＪＥ3047	132221	第七幸新丸	21. 8.27
ＪＥ3049	132224	第五十七祐喜丸	21. 8.27
ＪＦ2097	120039	第二十三海洋丸	21. 8. 3
ＪＧ5282	134314	第八新英丸	21. 8.26
ＪＧ5403	135006	しき	21. 8.10
ＪＧ5458	135818	新愛徳	21. 8.13
ＪＧ5657	137116	あずさ	21. 8.31
ＪＩ2710	111854	第９こがね丸	21. 8. 5
ＪＩ3114	125126	転法輪	21. 8. 5
ＪＩ3294	128692	ダイハツ丸８	21. 8.17
ＪＪ3540	129208	第十八進宝丸	21. 8.26
ＪＫ4801	129615	第八三社丸	21. 8. 6
ＪＫ4865	117153	第六十八漁徳丸	21. 8. 5
ＪＫ4961	130985	とさ	21. 8.12
ＪＫ4989	131764	第三春陽丸	21. 8. 6
ＪＫ5000	131775	ニューつるさき	21. 8.24
ＪＫ5036	131830	聖朋丸	21. 8.12
ＪＫ5292	134048	御崎丸	21. 8.19
ＪＫ5390	134742	広島エース	21. 8.11
ＪＬ4971	125439	第八新漁丸	21. 8.18
ＪＬ5326	128270	フェリー第十一江崎	21. 8.11
ＪＬ5709	132908	幸栄丸	21. 8.10
ＪＬ5803	130679	第三大和丸	21. 8.26
ＪＬ5824	131482	祥雲丸	21. 8. 6
ＪＬ6062	132151	第十七東洋丸	21. 8.11
ＪＬ6094	132984	第五しようどしま丸	21. 8. 3
ＪＬ6229	133961	覺隆山丸	21. 8.27
ＪＭ5813	130443	大伸丸	21. 8.25
ＪＭ5994	131385	満喜丸	21. 8. 6
ＪＭ6240	114783	第二十一隼丸	21. 8. 3

○国土交通省告示第十四十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定に基づき、平成二十一年九月十七日付けで同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人として次の法人を指定したので、同法第十八条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　名称
　たてもの株式会社
二　住所
　東京都港区虎ノ門一丁目二十二番十二号
三　保険等の業務を行う事務所の所在地
　東京都港区虎ノ門一丁目二十二番十二号
四　保険等の業務の開始の日
　平成二十一年十月一日

○海上保安庁告示第二百五十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
　イ　区域　北緯三三度一三分三〇秒東経一三三度五三分二三秒、北緯三三度一八分一秒東経一三三度一一分四七秒、北緯三二度四五分一秒東経一三二度四二分、北緯三二度一六分四二秒東経一三二度五三分七秒、北緯三二度五八分二一秒東経一三三度五分五三秒、北緯三二度一三分二一秒東経一三三度四三分一五秒、北緯三二度八分三四秒東経一三四度一五分一二秒、北緯三二度五一分八秒東経一三四度四八分一一秒、北緯三二度三九分一秒東経一三四度二八分四一秒、北緯三二度五〇分一八秒東経一三四度二三分一五秒、北緯三二度五七分五八秒東経一三四度一五分四九秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

○近畿地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小浜市多田一一号居折三番から同市和久里一九号小橋ノ本八番二まで	前	九・七〇～二一・五〇メートル	キロメートル
	後	一〇・六〇～三四・〇〇メートル	〇・五〇六
			〇・五〇六

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
米原市米原字出口二三三番一三から同市梅ヶ原字跡口一一〇〇番一まで	前	一〇・一四～三九・四七メートル	キロメートル
	後	一八・八九～三四・四八メートル	一・一〇四
			一・一〇四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

ロ　期間　平成二十一年九月三十日から平成二十一年十月二十日まで
三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による測深
四　航行船舶に対する安全処置
　イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
　ロ　五管区水路通報第三十七号（平成二十一年九月十八日発行）